

2013年12月定例会一般質問

12月10日 宮本しづえ県議

質問

宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。

原発事故から2年9ヶ月が経過しても、今なお14万2千人を超す県民が住み慣れた家を離れ避難生活を余儀なくされる状況が続いています。今月6日、秘密保護法が国民の圧倒的反対の中、強行採決されましたが、撤廃に向けた新たなスタートの日ともなりました。福島県民は、原発情報隠しやこの法律が作り出す暗黒社会など誰も望んでいないからです。

一、避難者支援について

さて、8月で全ての避難区域の再編が完了しましたが、帰還するか否か、判断するのは避難者です。避難住民が、自らの生活再建に向けてどのような選択をしても、行政はその選択を尊重するとともに、選択に足る選択肢が示されることが重要と考えます。

避難者の生活再建について、11月8日に政権与党が原子力事故災害被災者支援策の提言について説明を行いました。この提言は帰還促進を掲げつつも、帰還の如何にかかわらず支援すべきとの立場に立った点で、避難者の要求に沿ったものとなった反面、基本的には東電の経営を維持することが前提となっており、あくまで東電を残し守る立場であることは明らかです。東電を残すことは東電の経営が優先されることになり、結果として除染も賠償も汚染水対策もなおざりにされる危険があります。

この与党提言では、仮設住宅等の支援や賠償の終期を設定すべきと受け止められる表現がみられます。現時点で支援や賠償の終期を設定する事は避難者の不安を増幅させるだけではないかと考えます。提言を受けた政府に対する緊急要望を行うにあたってどのように考慮されたのか伺います。

共産党県議団が10月、11月と行った避難自治体首長との懇談で共通して要望された事の1つに、避難指示解除準備区域が復興公営住宅の入居対象から除外されているという問題があります。復興公営住宅の建設戸数には避難指示解除準備区域の入居希望者が含まれないのは合理性がありません。

榎葉町や川俣町のように避難解除準備区域が大部分の自治体では、今の計画では避難者は復興公営住宅に入れないとして県の計画の見直しを求める声が上がっています。同様の要望は他の避難自治体からも強く出されました。避難指示解除準備区域も復興公営住宅に入居できるよう建設戸数を拡大すべきですが、県の考えを伺います。

仮設住宅や、借り上げ住宅の住み替え要件を緩和してほしいとの要望も切実です。1

1月22日、この問題で日本共産党は避難者を交え福島復興局と交渉を行いました。避難者から出されたのは、国策によって引き起こされた原発事故で自分の家に住むこともできず居住権が侵害されているのに、住まいを変えることがなぜ自由にできないのかという怒りと憤りの声でした。

二本松市の仮設に避難するある方は、子どもが思春期を迎え個室を与えたいと思うが、仮設ではそれができないから借り上げ住宅に移りたいと要望しても、別の自治体でなければ認められないと言われた。飯舘村は避難時期が家族間でずれたこともありバラバラに生活していたが、同居したいと希望しても、借り換え回数の制限や同一自治体間の借り換え制限で拒否され続けている。これで避難者の復興ができるのか、私たちは元の生活を取り戻したいだけなのだと言った怒りの発言もありました。避難生活の長期化により様々な生活条件が変化するのは当たり前です。

応急仮設住宅間の住み替えはようやく緩和されたものの、いわゆる借り上げ住宅は、地元方面に戻るとき、病気やけがで住み替えが必要なとき、大家の都合等以外の住み替えは1回の制限があります。避難者の生活条件の変化に対応し、災害救助法の実施機関である県が、避難者の生活再建支援の立場に立って認める決断をすべきですが、県の考えを伺います。

借り上げ住宅が2014年3月末日で契約更新時期を迎えるにあたって、契約更新されずに住み替えが必要とされる南相馬市の避難者が46件に上ると聞いています。このように借り上げ住宅の賃貸契約において、来年3月末日で契約更新とならない県全体の件数をお示し下さい。また、契約更新とならない理由はどのようなものかお聞かせください。

避難者は自ら新たな借り上げ住宅を探すか、仮設住宅を申し込むかの選択を迫られています。しかし、現在の借り上げ住宅は定期借家契約で、契約し直す方法をとっているのですから、新たな契約として扱えば済む訳です。避難者が借り上げ住宅に安心して住み続けられるようにすべきと考えますが県の考えを伺います。

避難者の生活再建と自治体の再生にとって賠償は不可欠の課題ですが、国の損害賠償紛争審査会は、避難指示解除から1年を目安に精神的賠償は終了するとの方針を確認したと報じられ、避難者に不安が広がっています。既に避難解除された旧緊急時避難準備区域で住民が帰還できない現状を見れば、避難者と避難自治体に困難と混乱をもたらすかは明らかです。賠償の終期先にありきの国のこの方針は撤回を求めるべきです。知事の考えを伺います。

東電の賠償の姿勢も悪くなるばかりで、コメの作付制限がなくても賠償されていたものなどを、「それは間違いだったので今後は支払わない」と回答する状況が続いています。紛争審査会に対して、東電の姿勢を改めるよう求める必要があると思いますが、県の考えを伺います。

原発事故被災事業者の復興支援に係わり、中小企業が県外に事業再開を希望してもグループ補助金等助成金対象とならず、政府系金融機関で対応とされています。同じ被災

県民である以上支援対象とすべきですが、県の考えを伺います。

二、避難自治体等への支援について

避難者の帰還にとって不可欠のインフラ整備については、広域的な整備が求められます。双葉地域の生活用水は、従来は双葉地方水道企業団が蛇口までの供給事業を行ってきました。その水源は木戸ダムです。飲料水として活用するためには放射能に対する住民への説明が必要です。双葉地方水道企業団の上水確保の状況はどうなっているかお示し下さい。また、双葉郡内で下水道事業を実施している自治体の施設の復旧状況について、お示し下さい。

避難によって崩壊した地域医療体制の再構築に向け、県立大野病院と双葉厚生病院をどう再建するのが問われています。県立大野病院は統合して廃止する大震災前の方針ではなく、県立病院として再建し疲弊した双葉地方の医療供給体制の再建を進めるべきです。県立大野病院の再建、双葉厚生病院の再開支援をどの様に進める考えか伺います。

三、社会保障の充実について

被災者の生活支援を考えるうえで、社会保障制度改革推進法は大きな足かせになっています。推進法は、社会保障は自助と家族の助け合いと規定、社会保障給付を削減し、国民の負担増を図ることが目的化され、事実上基本的人権としての生存権を否定することを法律で拘束しようとするものです。

国策による原発事故で居住権すら奪われた避難者に、社会保障を受ける権利すら抑制しようとする安倍政権の福祉切り捨て政策が、避難者のいのちと暮らし、健康をどんなに脅かすものかは、明らかだと思えます。

前の国会で廃案となった生活保護法改正案が今国会で成立しました。社会保障の最後のセーフティネットである生活保護の改悪に、国民の生存権そのものの崩壊だと反対の聲が高まり、全国で生活保護基準引き下げを不服として、1万件に上る不服審査請求が提出され、福島県内でも100件を超えました。これだけの数の低所得者が自ら立ち上がり生存権保障を訴えた取り組みは、日本の生活保護の歴史上初めてのことです。生活保護基準は、就学援助制度や税制など他の公的制度の基準となるもので引き下げの影響は甚大です。今度の改定では、子育て世帯ほど影響が大きく、貧困の連鎖を生むことが危惧されます。生活保護費削減の不服審査請求に対する県の審査状況を伺います。

アベノミクスで生活必需品の値上がりが続いていますが、冬を前に灯油の高騰が生活を直撃しています。1リットル100円という水準は、かつて福祉灯油が実施された当時と同じ水準です。福祉灯油の支給を検討すべきと考えますが県の考えを伺います。

避難者の健康悪化も心配され救急搬送が増加しているとの指摘があります。全県の救急搬送人数及び仮設住宅の救急搬送人数について、本年10月までの実績と対前年比較をお示しください。

約3千人の避難者を受け入れている福島市の救急出動は、2012年と2013年1

0月期比で約700件も増加していると報告されています。特に心臓疾患や脳血管疾患による救急搬送が増加しているとの医療現場からの報告もありますが、2012年の急病による救急搬送人数に占める心臓疾患と脳血管疾患の割合についてお示し下さい。

救急車が搬送先を確保し搬送するまで時間がかかるとの指摘もありますが、もともと浜通り地域は救急車が患者さんを乗せても搬送先が決まるまで時間がかかる問題がありました。避難者が多いいわき市や相馬地域の2012年の現場滞在時間が30分以上を要した重症者の人数とその割合をお示し下さい。この点では県の役割による広域連携が必要になっているのではないかと思います。県の考えをお聞かせください。

福島県は震災、原発事故前から急性心筋梗塞と女性の脳梗塞による年齢調整死亡率が2010年統計では全国一高い県でした。そこに震災と原発事故によるストレスが加わり、避難者はさらに避難生活によるストレスも蓄積されて急性症状で倒れる人が増加しているものと懸念しています。避難生活に伴うこれら生活習慣病予防対策の取り組みを強化すべきと考えますが県の取り組み状況について伺います。

高齢者対策としては、特養ホームに入れない問題が深刻です。本年4月時点の特養ホーム入所希望者数は12,495人ですが、県北と会津を除く生活圏では前年比で増加、最も増えているのが相双地区で、入所希望者は1,111人になっています。相双地域の特養ホームは津波、原発事故避難で今なお500床近くが再開できないままにいます。避難者も安心して入所できるようにするためには、全県的な特養ホームの整備が不可欠です。県の第5次介護保険事業支援計画では、2012年から2014年までの新たな特養ホーム整備数は2,086床ですが、今年4月現在の入所希望者数は県の3ヶ年の整備計画数の6倍に上ります。

特養ホームの入所希望者が1万人を超える状況は2004年度以降続いており、整備が急がれる重点施設だと思えます。この状態について県はどのように認識しているか伺います。

高齢者の住まい対策として2011年から開始されたサービス付き高齢者住宅の整備が急速に進み、現在の整備戸数は全県で2,052戸となりました。しかし有料老人ホーム同様、施設利用料が高くて入れないと mismatch が起きています。施設利用料は、低い所で7万円台、高い所では30万円にもなります。1000万人に上る国民年金のみの高齢者はとても入れません。県の復興計画が目標とする高齢者が安心して長生きできる福島を作るためには、県は国の特養ホームの増設を抑制の方針に従うのではなく、来年度で計画を上回る整備を進めるとともに、第6次介護保険事業支援計画策定に当たっては、特養ホーム入所希望者の待機状況を解消できるような施設整備計画とすべきですが県の考えを伺います。

国は、介護保険の給付を大幅に削減するため、要支援の認定者を介護保険事業から市町村事業に振り替える方針を打ち出しました。反対世論に押され、ホームヘルプサービスとデイサービスを除き元の介護保険事業扱いすると方針転換をせざるを得なくなりましたが、要支援認定者の給付費の6割を占めるホームヘルプサービスとデイサービス

が介護保険から切り離されたら、在宅生活自体ができなくなる高齢者が出てくることは明らかです。県は要支援認定者がこれまで通りの介護サービスを受けられるように国に求めるべきですが見解を伺います。

福島県内の震災、原発事故関連の自殺者が38人と増加しており、自殺の引き金になるうつ病を含めて、心のケアに当たれる人的体制の整備が求められます。避難者個別の保健指導を行うため、県の保健師の増員とともに、現在2人の他県からの支援を大幅に増員要請するなど、支援体制の強化を図るべきと考えますが、県の考えを伺います。

四、教育行政について

3年近く家族分かれての避難者も多く、保護者もどこで生活再建したらいいのか揺れ動く中で、子どもたちは放射能への不安とも重なって心が折れそうになりながらも、お互いに支え合い助け合って生きる人間社会の本来の姿を体験しつつあります。しかし、震災当初は我慢していた子どもたちも、今になって荒れが顕在化し、進路決定時期を迎えて揺れ動くなど、複雑な心境に寄り添う丁寧な対応が必要になっており、教師からはもっと子どもたちに寄り添いかかわれる時間がほしいとの切実な声が寄せられています。福島の子どもたちがおかれた厳しい生活環境の中で、本県教育行政の基本は、県内全ての子どもたちが学び成長する条件が保障されることです。

原発被災地の福島県だからこそ、まず全学年で30人学級を制度として実施すべきと考えますが、教育長の見解を求めます。

県教委は、30人学級を推進する際、正規の教員ではなく常勤講師で不足する教職員を賄ってきました。非正規を正規教員に身分の改善を行うべきですが、見解を伺います。

2012年全日本教職員組合が行った教師の残業時間調査で、国が過労死ラインと定める月80時間を大幅に超え95時間に上ったことが報告されました。これは2002年の調査時の80時間をさらに上回るものです。異常な働き方の改善は急務であり、30人学級の国の制度化などによる教職員増を全国規模で進める必要があります。県教委は、この教師の多忙化、残業時間の異常な実態をどのように認識しているかお示してください。また、本県の教師の長時間勤務の実態をどの様に把握し、改善しようとするのかお示し下さい。

三春町の避難先で曙ブレーキ工場跡を利用する富岡小、中学校を県議団は視察し、体育館もない劣悪な教育環境に驚きました。このような状況の早急な改善が必要と思いますが、県教委の考えをお示し下さい。

国連子どもの権利委員会は、日本の子どもたちが過度の競争にさらされている状態の改善を求め日本政府に対して3度にわたる勧告を行っています。本県の復興に必要なのは決して競争ではなく、社会的連帯ではないでしょうか。県として全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストは、来年度以降は参加しないよう市町村に要請すべきと思いますが見解を伺います。また、今年度のいわゆる学力テストの市町村別結果公表はおこなわないことを表明すべきです。県教委の見解を伺い、私の質問を終わります。

答弁

一、避難者支援について

佐藤雄平知事

宮本議員の御質問にお答えいたします。

原子力損害賠償についてであります。私は、これまで原子力損害賠償の完全実施に向け取り組んできたところであり、先月18日には、原子力損害対策協議会の会長として文部科学大臣や審査会の会長に対し、住宅の再取得等について、直接、要望をしてまいりました。

この中で、避難指示解除後に賠償が継続される相当期間については、生活や事業の再建に必要な期間をしっかりと確保するとともに、それぞれの地域や個人の特別な事情にも柔軟に対応するものとして具体化するよう、強く求めたところであります。

引き続き、全ての被害者が生活や事業を再建することができる十分な賠償がなされるよう取り組んでまいる考えであります。

企画調整部長

復興加速化に向けた緊急要請につきましては、提言を受けた政府の検討に際し、広域自治体として、県民、市町村の立場に立って実施したものであり、避難指示区域の復興について、「ふるさと」帰還を望む避難者が帰還を果たせるようにすること、全ての避難者が生活や事業を再建できる支援や損害賠償とすること、住民や地域に混乱等が生じないようにすることなどを求めたところであります。

商工労働部長

事業再開する中小企業への支援につきましては、地域経済や雇用を支えている中小企業の県内における事業再開が、安定的な雇用の確保や地域経済の回復に結び付くことから、これまで、中小企業等グループ補助金などにより支援してまいりました。今後も、県内経済の更なる復興に向け、県内中小企業の取組を支援してまいる考えであります。

土木部長

借上住宅の賃貸借契約につきましては、来年三月末を終期とする定期借家契約、約2万3千件のうち、現時点で更新とされない見込みの件数は、約270件となっております。

次に、借上住宅が更新とされない理由につきましては、入居者の自主退去などの入居者都合によるものと、貸主の住宅売却や自己使用などの貸主都合によるものが主な内容となっております。

次に、避難者の借上住宅への居住の継続につきましては、避難者が安心して住み続け

られるよう、更新に際し、貸主に対して制度の趣旨を丁寧に説明し、借上住宅として引き続き契約いただけるよう協力をお願いしてまいる考えであります。

避難地域復興局長

避難指示解除準備区域の避難者の復興公営住宅への入居につきましては、学校の再開や除染の進捗など、帰還のための条件が整わない地域においては、しばらくは帰還を見送らざるを得ない子育て世帯などの入居が可能となるよう、地域の実情を踏まえつつ、現在、国と個別に協議を重ねているところであります。

原子力損害対策担当理事

仮設住宅の住み替えにつきましては、避難の長期化に伴い、避難者の生活にも様々な変化が生じていることを踏まえ、国に対し、要件の緩和がなされるよう、再三にわたり要望してきた結果、今般、新たに建設型の仮設住宅については、自治体の判断により住み替えが可能となったところであります。引き続き、国に対し災害救助法による柔軟な対応を働き掛けてまいる考えであります。

次に、東京電力の賠償に関する姿勢につきましては、国の審査会が今月中にも策定する新たな指針の中で、県からの要望を反映し、東京電力に対して、被害者からの請求を真摯に受け止め、その心情にも配慮した誠実な対応を求めることが明記される見込みであります。引き続き、国、審査会に対し、被害の実態に応じた十分な賠償が行われるよう働き掛けてまいる考えであります。

二、避難自治体等への支援について

保健福祉部長

双葉地方水道企業団から供給される上水につきましては、同企業団において原水の徹底した濁度管理と、放射性物質の除去のための適切な浄水処理が行われており、週3回実施しているゲルマニウム半導体検出器によるモニタリング検査忙においても、これまで放射性物質は検出されていないことから、上水の安全性は確保されているものと認識しております。

土木部長

双葉郡内の下水道の復旧状況につきましては、広野町では、おおむね復旧工事が完了し、檜葉町では、本年度中の復旧を目指して工事を進めております。また、富岡町では、一部で災害査定が始まり、浪江町では、来年度の査定に向けて被災状況の調査中であり、双葉町、大熊町では、今後、調査の時期等を検討すると聞いております。

病院事業管理者

県立大野病院の再建等につきましては、震災により統合を延期していることから、現

在、新たな県立病院改革プラン策定の中で、その在り方について有識者の意見を伺いながら、当面の医療需要に応じた医療提供体制について、双葉郡自治体や関係団体と協議を進めているところであります。さらに、長期的には今後の住民の帰還状況や医療需要の変化を考慮しながら、求められる体制について検討を行うなど、双葉地方の医療課題の解決に向け、県立大野病院と双葉厚生病院の統合を再構築してまいる考えであります。

三、社会保障の充実について

生活環境部長

本年一月から十月までの救急搬送人数は6万1,702人で、前年より1・4パーセントの増となっております。また、このうち仮設住宅の救急搬送人数は689人で、前年より0・9パーセントの減となっております。

次に、平成24年の急病による救急搬送人数に占める心臓疾患と脳血管疾患の割合につきましては、心臓疾患が10・0パーセント、脳血管疾患が13・3パーセントとなっております。

次に、平成24年の重症以上救急搬送について、現場滞在時間30分以上を要した人数とその割合につきましては、いわき市が82人で5・5パーセント、相馬地域が16人で3・6パーセントとなっております。

次に、浜通り地域における救急搬送の広域連携につきましては、原子力災害を踏まえ、広域的な救急搬送・受入体制の見直しが必要であることから、昨年8月、三次救急医療体制の相双・いわき地域を、県北・相馬地域と双葉・いわき地域に再編いたしました。また、救急搬送・受入体制を強化するため、高規格救急車の導入や救急救命士の養成を促進し、ドクターヘリ等の積極的な活用を図るなど、傷病者搬送の高度化を図るとともに、傷病者搬送・受入実施基準を随時見直し、消防・医療の連携強化に努めてまいります。

保健福祉部長

生活保護費削減に対する不服審査につきましては、生活保護基準の改正に伴う今年八月からの生活保護費の変更について、先月末現在、106件の審査請求がなされており、現在、審査状況といたしましては、処分庁からの弁明書の提出や、審査請求人からの反論書の提出の手続を行っているところであります。

次に、福祉灯油につきましては、引き続き灯油価格の推移を見守るとともに、国や市町村の動向について情報収集に努めてまいります。

次に、生活習慣病の予防対策につきましては、市町村や関係団体と連携し、避難者に対する健康管理のための保健指導や食生活の改善に向けた栄養指導を行い、適切な生活習慣の定着に取り組むとともに、健康支援活動を担う市町村の保健師等の不足に対応するため、県自ら専門職の確保を行い、市町村に配置するなど、人材確保に向けた支援もを行っているところであり、今後とも、市町村との連携を強化しながら、生活習慣病の

予防対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、特別養護老人ホームの入所希望者につきましては、要介護高齢者の急激な増加を始め、家族介護力の低下や震災の影響などにより、1万人を超える状況になっているものと考えております。このため、県といたしましては、介護保険事業支援計画に基づく施設整備に対して積極的に財政支援を行い、特別養護老人ホームの整備促進を図っております。

次に、第六次介護保険事業支援計画における特別養護老人ホームの整備量につきましては、二ーズ調査の結果や介護保険料とのバランスなどを勘案して保険者である市町村が見込んだ整備量を基に決定することとしており、県といたしましては、市町村の意向を踏まえるとともに、財政的支援を行うなど、特別養護老人ホームの整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、介護サービスの受給につきましては、現在、国において、従来の介護予防給付の一部を新しい総合事業に移行する検討がなされております。県といたしましては、市町村間の格差が生じることがないように、様々な地域の実情に配慮し、地方と十分協議の上、改正するよう、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。

次に、保健師による支援体制につきましては、任期付職員を採用し市町村へ派遣するほか、他県等への職員派遣要請や、市町村が行う保健師雇用への支援など、様々な取組を行っているところであります。今後とも、長期にわたり被災者に寄り添った支援が継続できるよう、必要な保健師の確保に努めてまいりたいと考えております。

四、教育行政について

教育長

公立小中学校における三十人学級の実施につきましては、本県では全国に先駆けて三十人学級及び三十人程度学級を導入しているところであり、これをしっかりと実施し、児童生徒の学力向上等に取り組んでまいります。

次に、公立小中学校で実施している三十人学級全てに正規教員を配置することにつきましては、いわゆる標準法定数を上回る教員の確保が必要なことから、困難であります。

次に、教職員の多忙化につきましては、児童生徒の学習活動や部活動指導への対応が多様化し、よりきめ細かな指導を行っていることや、各種行事や会議への参加が求められていることなどから、業務量が増加していると認識しております。

次に、教職員の長時間勤務の把握と改善につきましては、各学校の管理職が教職員の勤務状況を把握するとともに、学校運営の効率化のために今年作成した取組事例集に基づき、業務縮減に取り組んでいるところであり、今後、教職員の健康管理の面から、勤務時間の把握方法についても検討してまいります。

次に、教職員の長時間勤務の把握と改善につきましては、各学校の管理職が教職員の勤務状況を把握するとともに、学校運営の効率化のために今年作成した取組事例集に基づき、業務縮減に取り組んでいるところであり、今後、教職員の健康管理の面から、勤

務時間の把握方法についても検討してまいります。

次に、富岡町の小中学校の施設につきましては、設置者である町が民間企業の施設を賃借し、必要な改修等を行って使用しております。県教育委員会といたしましては、町の事業計画に基づき、学習環境の整備が円滑に進むよう、国庫補助制度の活用に関する助言など、引き続き、積極的に支援してまいります。

次に、全国学力・学習状況調査への参加につきましては、本調査の実施主体が国であり、市町村が基本的な参加主体であることなどから、参加の有無は各市町村教育委員会がそれぞれ判断すべきものであると考えております。

次に、今年度の全国学力・学習状況調査結果の市町村別の公表につきましては、国の実施要領に基づいて、各市町村教育委員会が本調査に参加していることから、各市町村教育委員会それぞれの判断に委ねるべきものであると考えております。

再質問

宮本しづえ県議

最初に知事に再質問したいと思います。避難指示解除準備区域が避難指示解除された後の賠償のあり方についてですけれど、紛争審査会はおおむね一年を目安にして賠償は終期とするということが確認されたということになっております。いまの知事の答弁は、それぞれの地域や個人の実情に対応した適切な賠償がされるものと考え、そういうふうに行われるように要請をしたということですが、避難解除された広野町や川内村が実は指針でも同じように書いてあったんですよ。避難指示解除からおおむね一年を目安とするがその時の状況を見てさらに必要かどうか判断すると書いていたにも関わらず、その検討はなされないままに、一律に子どもと妊婦は賠償が半分になって今年3月まで。大人は一律20万円で終わり。ということになってしまって、地域や個人の実情などはなんにも勘案されないままに実施されたというのが、この間の賠償の打ち切りの実態です。今もって川内村も広野町も2割程度しか戻っていないという現状があるわけで、こういう状況の中で避難生活を続けている人たちがたくさんいる。同じような状況を、避難指示解除準備区域で避難が解除されたら、同じことがまた繰り返されることになるのではないかと。そういうことを繰り返させていいのかということをお聞きしております。文科省の賠償担当が9月県議会の全員協議会のときに、精神的な賠償のあり方については「国から避難指示されていることについて賠償を行うべき」という考え方を示しているんですね。ということは避難指示があるから精神的な損害があって、避難指示がない区域については賠償は基本的に対象にならないんだという考え方があるんですよ。しかし、避難指示のあるかないかにかかわらず、いま多くの県民が自主的な避難も含めて避難している。指示があった広野町だって川内村だって南相馬だって、解除されたけど戻れないという状況が続いている。精神的なストレス、損害というのは、国の避難指示の有無には関係ない。それが原子力災害被害の実態なんだということを踏まえて賠償

のあり方も支援のあり方も国に求めていくという県としての基本的な立場がいま求められているのではないかと思うんです。紛争審査会のあの方針を認めてしまえば、県が国に求めているように、地域分断しない、完全賠償せよと言っているこの県の立場そのものを自ら否定することになってしまうんじゃないかと思うんです。避難指示解除から一年を目安とするというこの方針は撤回をさせて、実態にあった賠償を最後まで求めていくというのが県としてのあるべき姿ではないかと考えますので、あらためて知事の見解を求めたいと思います。

それから、仮設住宅の住み替えの問題について、原子力損害対策担当理事に伺いたいと思います。応急仮設住宅の住み替えは良くて、借り上げ住宅の住み替えがだめだというのはなぜなのでしょう。国会で共産党の議員が同じ質問をしているんですね、これに対して根本復興大臣は、“住み替えるとそれが恒久的な住宅になる。災害救助法で対応するような住宅ではもうないんだ”という趣旨の答弁をしてるんですね、だけれども復興住宅できてますかと言ったら出来てないわけです。子どもの成長は待ってられない。仕事の関係のことも待ってられない。いま待ってられないからなんとか対応させてくれと言っているのに対応しない国の態度こそ大問題じゃないでしょうか。

だからこそ、県内の自主避難者に対して県は国がオーケー出さない前にも、もうやらざるを得ないと判断して子どもと妊婦に限ってですけれども、判断をして家賃の支援をするということをやりました。ですから、この借り上げ住宅の住み替えについても実施機関は県ですから、県が判断してやるしかないという決断をすべきではないかと求めましたので、あらためて答弁を求めたいと思います。

再答弁

知事

「相当期間」についてであります。相当期間につきましては、まずは生活や事業の再建のために必要な期間が確保されるべきであると思っております。そしてそれぞれの地域、そしてまた個人の特別な事情にも柔軟な対応をできるようにすることが重要であると、また求めていきたいと思っております。

原子力損害対策担当理事

建設型仮設が良くて借り上げはなぜ駄目かということで、県としてもそこは十分ではないと認識をしております。今般国からの建設型仮設の住み替えについての通知を市町村に知らせる際にも、借り上げについても引き続き国と協議をしていくということを県から付記してお知らせしているところでありまして、県といたしましては柔軟な対応について引き続き求めてまいりたいと考えております。

再々質問

宮本しづえ県議

まず知事にうかがいたいのですけれど、「避難解除から相当期間」それはそれぞれの地域や個人の実情に対応した柔軟な対応をということですが、紛争審査会が確認をしたのは、その「相当期間」は一年ですよと、基本はですよ。一年を目安とすると実は期間を決めたんですね。じゃあ本当に一年が「相当期間」に相応しいのだろうかということが現実問題として大問題になってくるわけです。それぞれの地域によって、あるいは個人によって考え方が違う。避難指示解除準備区域だったら年間20ミリシーベルトまでのこの区域ですからね。除染がどの程度すすむかわかってわからない。そういう状況の中で相当個人差が出てくる問題がある。そのときに賠償の終期だけはもう先にありきということにならざるを得ない、これを認めてしまえば。それはやるべきではないでしょうということを求めているわけなんです、これは撤回させるべきだと思いますよ。そして本当に、今の川内村だって広野町だって、南相馬市だって、こんな状況のまま何の生活費の支援もない。家賃が出ているだけだという状態の中で避難生活を続けている方が圧倒的多数に上っているという現状を繰り返させないという立場に県がしっかり立つべきだということを求めているわけです。あらためてその点について、本当に一年でいいと思っているのかどうか。これ一年というのは重いんですよ、国がそう言ってるんですもの。だからこそ、そうじゃなくて、まず期限を先に決めることはやめてくださいと言うべきではないですかということなんです。あらためて見解を求めます。

それから原子力損害対策担当理事にですけれども、いま理事がおっしゃったように国はおかしいわけですよ。県内の自主避難者に対して、県が実施機関として行っている今の家賃の支援についても、24年度の清算のための監査が行われているそうですけれど、その分についても国は認めましょうということにならない。まだお金を出すとってないということなんだそうですね、これは怪しからん話だと思いますよ。そもそも避難者に何の責任もないのに、国がすすめてきた原発政策によって避難を余儀なくされているというのが現状ですからね。その国が政策としてすすめた加害者の責任をどう果たさせるのかということが求められているわけです。県はその立場で国に求める必要があって、いま求めているんだけど、しかしやられない。国はお金を出さと言わない。そのときに、仕様がなから認めないということで避難者に我慢をさせるのか、それとも災害救助法の実施機関として県が避難者の生活再建、支援するんだという立場で、もう実施機関の判断でやるしかないという判断をするのかどうか。これは実施機関の県が問われている問題だと思います。お金はみんなでがんばって、国にどんどんおしかけて行ってちゃんと取ってきましょうよ。それは私たちも大いに、県議会としてもいっしょにがんばりたいと思います。避難者に我慢をさせることはやるべきじゃないと思います。県の決断を求めたいと思いますが、あらためて答弁を求めます。

それから教育長にうかがいたいと思いますけれど、先生が大変忙しいですよ。残業

時間の調査をやれば、10年前よりも10時間以上も増えてしまうという実態。でも先生方は本当に仕事にやりがいを感じてがんばってくれてるんです。非正規の教職員だって生きがいを持ってがんばる。そういうみんなのがんばりの中でいま福島県の教育が支えられているんだけど、福島県が置かれているこの特別な状況。特に子どもたちに寄添わないといけない特別な状況というのは、これはやっぱり特別なんですよ。だからその特別に見合ったようなことを県としてやるべきだし、国に求めていくべきだと思うんです。そういう立場で教育長にがんばっていただきたいと思いますので、あらためて見解を求めたいと思います。

再々答弁

知事

「相当期間」につきましては、現場の状況をしっかりと見ていただいて、それぞれの地域、また個人の特別な事情に柔軟に対応できるようにすることが極めて重要であると考えております。引き続きこの状況をしっかりと求めてまいる考えであります。

原子力損害対策担当理事

分離した世帯・家族が再統合して住みたいといったようなケース等を含めまして、今後とも粘り強く国に、住み替えの柔軟な対応について粘り強く要望をしまいたいと思います。

教育長

教職員の多忙化解消についてですが、長時間勤務につきましては、管理職の方で時間を把握して、長時間にわたるような教員に対しましては医者を受診を促したり、また学校全体で業務の精査検討をしております。また実際の在校時間についても、今後すべての教員に対して調査をいま検討しているところでございます。今後とも多忙化解消に向けて努力をしまいたいと思います。

以 上